

業務の運営に関する規程

第1 求人

- 1 公益社団法人 国際厚生事業団（以下「当事業団」という。）は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定及び日本国とベトナム社会主義共和国との間の交換公文に基づく国内、フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国の看護師、介護福祉士（以下、「EPA 看護師等」という。）、看護業務補助者、介護業務従事者（以下、「EPA 看護師候補者等」という。）に関する限り、いかなる求人の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人者が EPA 看護師候補者等の求人申込みをする場合は、当事業団の専用システム、電子メール、または郵送にて所定の求人票によりお申込みください。求人者が EPA 看護師等の求人申込みをする場合は、電子メールまたは郵送にて所定の求人票によりお申込みください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メール等の使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等の使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、事務費用を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けた手数料は、当事業団による要件確認の結果にかかわらず、また紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

- 1 当事業団は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定及び日本国とベトナム社会主義共和国との間の交換公文に基づく国内、フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国の EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等に関する限り、いかなる求職の

申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 国内の求職者が EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職申込みをする場合は、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メール等でも差し支えありません。求職者が、フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国に在住し、EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職申込みをする場合は、当事業団のフィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国の取次機関である第 4 条第 7 項の取次機関を経由し、所定の求職票により郵便、電子メール等にてお申込みください。

第3 紹介

- 1 求職者には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、国内の EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、来所者に対しては対面により、又は、郵送、電子メール等の使用により書面を交付することによって明示します。フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国在住の EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職者の場合は、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、第 4 条第 7 項の取次機関を経由し、あらかじめインターネット又は電子メールを通じて書面を交付することによって明示します。
- 4 国内の EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職者を求人者に紹介する場合には、所定の紹介手順にて紹介手続きを行います。EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等の求職者が、フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、当事業団の第 4 条第 7 項の取次機関と当事業団にて調整の上、求職者情報閲覧等の方法により紹介をいたします。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介に努めます。
- 6 当事業団は、労働争議に対する中立の立場をとるため、労働争議が行われている間は求

人者に紹介を致しません。

- 7 就職が決定しましたら求人者から別表の手数料表に基づき、あっせん手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 当事業団は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 当事業団の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当事業団に対して、その報告をしてください。
- 3 当事業団は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当事業団は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当事業団の取扱職種の種類等は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定及び日本国とベトナム社会主義共和国との間の交換公文に基づく国内、フィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国の EPA 看護師等、EPA 看護師候補者等です。
- 6 当事業団の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当事業団の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。
- 7 当事業団の取扱職種の種類等におけるフィリピン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国の取次機関は以下の通りです。

①フィリピン共和国

取次機関の名称	Department of Migrant Workers (DMW) (フィリピン移住労働者省)
住所	Blas F. Ople Building, Ortigas Avenue cor. EDSA, Mandaluyong City 1501, Philippines

業務内容	フィリピン人の海外就職支援・管理業務
------	--------------------

②インドネシア共和国

取次機関の名称	National Board For The Protection of Indonesian Migrant Worker (BP2MI) (インドネシア在外労働者保護庁)
住所	MT Haryono Street, kav 52, Pancoran South Jakarta 12770, Indonesia
業務内容	インドネシア人の海外就職支援・管理業務

③ベトナム社会主義共和国

取次機関の名称	Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs (DOLAB)(ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局)
住所	41B Ly Thai To Street, Hoan Kiem, Ha Noi, Viet Nam
業務内容	ベトナム人の海外就職支援・管理業務

2024年9月4日

公益社団法人 国際厚生事業団
理事長 水田 邦雄

(別表)

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
新規に申請する施設の求人を受け付け、国が定めた要件に基づき、審査を行う時の事務費用	30,000 円 手数料負担者は求人者とします。
【求職者が看護師・介護福祉士国家資格を取得していない場合】 過去に同一資格（看護業務補助者の求人を申請する機関にあつては看護業務補助者、介護業務従事者の求人を申請する機関にあつては介護業務従事者）の求人を申請し、受け入れ施設・研修の実施・雇用契約の要件審査を通過したことがある施設の求人を受け付ける時の事務費用（求人への審査にかかる経費、求職者に提供する求人情報の翻訳にかかる経費の一部が必要ない場合） 【求職者が看護師・介護福祉士国家資格を取得している場合】 過去に同一資格（看護師の求人を申請する機関にあつては看護師、介護福祉士の求人を申請する機関にあつては介護福祉士）の求人を申請し、受け入れ施設・雇用契約の要件審査を通過したことがある施設の求人を受け付ける時の事務費用（求人への審査にかかる経費、求職者に提供する求人情報の翻訳にかかる経費の一部が必要ない場合）	20,000 円 手数料負担者は求人者とします。
【国外にいる看護師・介護福祉士国家資格を取得していない求職者の場合】求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人への充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 131,400円 手数料負担者は 求人者 とします。
【国内にいる看護師・介護福祉士国家資格を取得していない求職者で且つ求職書類の翻訳が必要な場合】求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人への充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 60,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
【国内にいる看護師・介護福祉士国家資格を取得していない求職者で且つ求職書類の翻訳が必要ない場合】求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人への充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 40,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
【国外にいる看護師・介護福祉士国家資格を取得した求職者の場合】求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人への充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 104,700円 手数料負担者は 求人者 とします。

サービスの種類及び内容	手数料の額
<p>【国内にいる看護師・介護福祉士国家資格を取得した求職者の場合】求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言</p>	<p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 95,200円 手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料に加え別途消費税分をお支払い頂きます。